

3章

在学中の諸手続きとルール

- I 学籍に関する手続き
- II 学費に関する手続き
- III 学割証・各種証明書の発行
- IV 奨学金
- V 学生保険
- VI 勤労学生控除

I 学籍に関する手続き

1 学生証

学生証とは

学生証は、東北福祉大学通信制大学院の学生であることを証明する大切なものです。スクーリングなど学校行事に参加する際には忘れずに携帯してください。また、本学教職員の請求があったときは、速やかに提示してください。

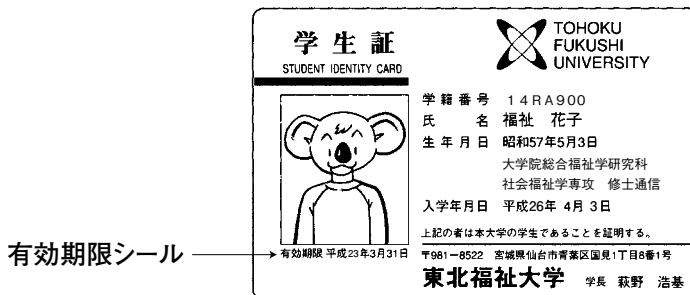
紛失等の際には

学生証は修了まで使用しますので、紛失・破損・盗難のないように取り扱ってください。万一、紛失・破損・盗難などに遭った場合には、直ちに通信制大学院事務室に届け出て「学生証再発行」の手続きをしてください。改姓された場合も同様をお願いします。手続方法は、「学生証再発行願」（様式4：本冊子巻末）に必要事項を記入し、定額小為替証書1,000円分（郵便局より購入）を同封のうえ、通信制大学院事務室まで申し込んでください（再発行の学生証は、着払いの宅配便で送付します）。

学生証有効期限シール

学生証有効期限シールは1年ごとに更新します。新年度の学費を納入された方にお送りしますので、各自学生証のシールを貼り替えてください。

シールを紛失した場合は、「学生証有効期限シール再発行願」（様式5）に必要事項を記入し、返信用封筒（返信先住所記入・切手貼付）を同封のうえ、郵便で申し込んでください。



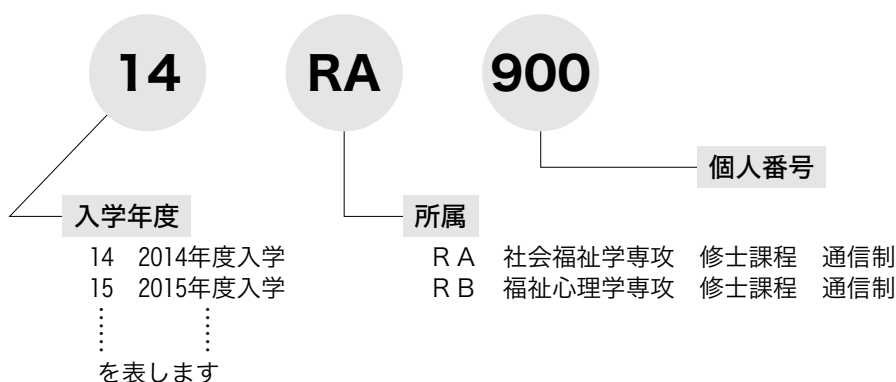
その他注意事項

- 1) 写真および個人情報が記載されている表面は、薄いシートでカバーされていますので、折り曲げたり傷をつけたりしないようにしてください。

- 2) 裏面の黒帯部分に個人の磁気情報が書き込まれていますので、折り曲げたり傷をつけないようにしてください。
- 3) テレビ、携帯電話、その他磁気の強い場所に置いておくと、磁気情報が消える場合がありますので、長時間放置しないようにしてください。
- 4) 車のダッシュボードなど、高温になるところに置いておくと、変形する場合がありますので、長時間放置しないようにしてください。

2 学籍番号

学籍番号は、レポートの提出や試験答案、その他諸手続きには必要な番号となります。電話でのお問い合わせの際などに、すぐに答えられるようにしておいてください。



3 住所変更・改姓・勤務先・保証人の変更

住所を変更したとき、結婚などで姓が変わったとき、勤務先や緊急連絡先を変更したとき、保証人を変更したときなどは、巻末の届出用紙（様式1～3）を利用し戸籍抄本を添えて、郵送で届出を提出してください。

届出用紙は、コピーして使用してください。届け出をする際の郵便料金は、第4種料金は適用されませんのでご注意ください。

また、電子メールのアドレス変更は「事務室への質問」メールアドレス mc@tfu-mail.tfu.ac.jp までお知らせください。電子メールで教員へ質問したりレポートを提出したりしている方は、各メールアドレスに変更をお知らせください。

4 進級・在籍延長・休学・復学・退学・除籍

進級・ 在籍延長

修士1年次の修得単位数にかかわらず、年度末に次年度の学費を納入すれば、修士2年次に進級できます。2年次を終了した時点で、修了要件を満たしていない方は在籍延長（留年）となります。

→ 修士論文の作成許可については、p.95を参照してください。

休学・復学 ・退学

- 1) 休学・復学・退学については、巻末の届出用紙（様式6・7、コピーして使用）を利用して、郵送で届け出を提出してください。
- 2) 休学は1年単位となります（4月1日～3月31日の1年間）。休学中は、学費の半額を納入いただきます。
- 3) 休学中には、レポート提出、単位修得試験受験、スクーリング出席はできませんが、機関誌『With』を送付します。
- 4) 休学を継続する場合は、再度休学願を提出してください（最長休学期間2年）。復学する場合は、復学願（様式7）を提出する必要があります。
- 5) 退学は、学生証を同封のうえ、退学願（様式7）を提出してください。
- 6) 願い出により、約1カ月程度で承認について通知します。
- 7) 届け出をする際の郵便料金は、第4種料金は適用されませんので、ご注意ください。

除 籍

下記のいずれかに該当する方は、除籍となります。

- (1) 所定の期日以降3カ月以上授業料を納入しなかった方。
- (2) 最長在学期間（4年）を超えた方。
- (3) 最長休学期間（2年）を超えて、なお復学できない方。
- (4) 長期間にわたり、消息不明の方。
- (5) 修了の見込みがないと認められる方。

Ⅱ 学費に関する手続き

翌年度の学費納入

翌年度の学費は、学年末に振込用紙をお送りさせていただきますので、郵便局から入金してください。

※その他の銀行・コンビニエンスストアからの納入はできません。

授業料	300,000円
施設・設備費	50,000円
厚生費	10,000円
合計	360,000円

超過単位履修費（1, 2年次あわせて41単位以上履修登録する場合）

1 単位2,500円（教科書代、添削料など）

学費スライド制

2年次以降在学中の学費は、スライド制の適用により改訂されることがありますので、ご了承ください。

スライド制を適用するときの変動率（対前年度アップ率）は原則として次のものを基準とします。

- 1) 授業料 人事院による『国家公務員の給与に関する勧告』によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものになります。
- 2) 施設・設備費 消費者物価指数（内閣府全国総合）の対前年度アップ率によります。

休学費

休学中の学費は180,000円とします。

Ⅲ

学割証・各種証明書の発行

1 学 割 証

学割証の発行

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、乗車区間が片道100kmを超えるJR鉄道を利用する場合に、乗車券を2割引で購入することのできる割引証です。

通信制大学院の学生に対しては、式典やスクーリング、修士論文の面接指導など学校行事に参加する場合に発行します。

発行を希望する場合は、巻末の「学割証申込用紙」（様式9）に必要事項を記入し、返信用封筒（返信先住所記入・切手貼付）を同封のうえ、郵送でお申込みください（第4種郵便料金は適用になりません）。

学割証の利用

学割証の有効期間は、式典やスクーリング、修士論文の面接指導などの10日前から終了後5日間です。乗車券を購入する際に、大学から送付された学割証を持参してください。なお、学割料金で乗車する際には必ず学生証を携帯してください。

2 証 明 書

各種証明書の種類・発行手数料は、下記のとおりです。

発行を希望する場合は、巻末の「各種証明書申込書」（様式8）に必要事項を記入し、手数料分の定額小為替証書（郵便局より購入・何も記入せず送付）と返信用封筒（サイズ長形3号・返信先住所記入・切手貼付）を同封のうえ、郵送でお申し込みください（第4種郵便料金は適用になりません）。履修状況通知票は、9月末と3月末に無料で送付します。

種 別	手数料 (円)
在 学	300
単 位 修 得 成 績	300
修 了	300
修 了 見 込	300
履 修 状 況 通 知 票	300

IV 奨学金

1 日本学生支援機構

日本学生支援機構（旧・日本育英会）は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立され、国の育英奨学事業を行っている機関です。人物・学業ともに特に優れた学生で経済的理由により修学が困難な方に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等をはかり、社会の健全な発展に資することを目的とした奨学金制度です。

本学通信制大学院では、第一種（無利子）・第2種（有利子）奨学金の貸与を受けることができます。

奨学金を希望する方は、巻末の「日本学生支援機構奨学金貸与願」（様式16）に必要事項を記入のうえ、4月15日までに通信制大学院事務室まで送付してください。おって、必要書類を送付します。

2 東北福祉大学通信制大学院奨学金

東北福祉大学通信制大学院奨学金は、本学独自の奨学金であり、人物・学業成績がともに優秀な1年以上在籍している方に対し、当該年度の授業料の半額を給付するものです。

（対象）

在学1年間で科目単位を20単位以上（演習科目2単位以上を含む）履修している成績優秀な方。

（募集期間）

4月20日～5月20日

「東北福祉大学奨学金給付願」（様式17）に必要事項を記入のうえ、通信制大学院事務室まで送付してください。

くわしくは、上記事務局にお問合せください。

V

学生保険

学生教育 研究災害 傷害保険

学生教育研究災害傷害保険は、文部科学省が学生の教育研究活動中の災害に対する被害救済の措置としている災害補償制度です。財団法人日本国際教育支援協会が保険契約者となって国内の損害保険会社との間に一括契約するものです（保険料1人140円・入学より保険期間最長6年間＝在学期間中）。

東北福祉大学通信制大学院では入学時に学生教育研究災害傷害保険に全員加入していますので、スクーリング受講中などに起きた事故で傷害を被った際にかかった治療費、入院費に対して、保険金の給付を受けることができます。ただし、保険金の支払い対象となる事故は、スクーリング受講中、入学式などの学校行事に参加している間に起こったものに限られています。通学途上の事故は、支払い対象となりません。

事故が発生した場合は、すぐに通信制大学院事務室に連絡してください（30日以内に連絡がないと保険金が支払われないことがあります）。本学、または財団法人日本国際教育支援協会の指示に従って保険金請求手続きを行うことにより、給付を受けることになります。

VI

勤労学生控除

通信制大学院の学生で、年間所得が一定額以下（毎年変動しますが年間所得が約130万円以下）の方は、勤労学生控除が受けられます。

在学証明書の発行申請をしていただき、勤労学生控除の申請書に添付して、勤務先に提出してください。

くわしくは、税務署までお問い合わせください。